

第二次行政改革大綱取り組み項目の進捗状況について（概要）

〈概況〉

第二次行政改革大綱（H25～H30）に基づく取り組みを計画的に実施していくため、平成29年3月末現在の進捗状況について、関係部署へ照会し調査を行った。

〈進捗状況〉（H29.3月末現在）

○対象項目 69項目

【実施状況】（着手の状況）

項目	件数	割合	増減
未着手	0	0%	0
取組中	65	94.2%	0
完了	4	5.8%	0
合計	69	100%	

【達成度】

項目	件数	割合	増減
未達成	11	15.9%	▲5
一部達成	55	79.7%	4
達成	3	4.4%	1
合計	69	100%	

※増減は対H27年度（H28.3月末現在）と比較

参考（H28.3月末現在の進捗状況）

【実施状況】（着手の状況）

項目	件数	割合
未着手	0	0%
取組中	65	94.2%
完了	4	5.8%
合計	69	100%

【達成度】

項目	件数	割合
未達成	16	23.2%
一部達成	51	73.9%
達成	2	2.9%
合計	69	100%

※未着手：取組への検討がなされていないもの、又は主管課内部等において検討は行っているものの、具体的な検討内容が示されていないもの

取組中：実施内容に基づき具体的に着手しているもの（実工程で示した以外の内容が実施されている場合も取組中で表記）

完了：実施内容に基づき取組が完了したもの

未達成：着手の有無にかかわらず、取組項目に示す事項に変化がないもの

一部達成：実施内容に着手し、一部成果が認められるもの

達成：取組項目に示す事項の成果が計画期間内の目標水準に達したと認められるもの

○「未達成」から「一部達成」へ移行した取り組み（5項目）とその理由

重点項目	(2) 公の施設の見直し
中項目	① 公の施設の見直し
取組項目	(2)-1 利用状況、収支等の観点から個別施設評価と見直しの実施
理由	→個別施設に対する簡易的な調査分析を行い、公共施設等の30年間の基本方針となる公共施設等総合管理計画策定に至ったことから「一部達成」とした。

重点項目	(2) 公の施設の見直し
中項目	① 公の施設の見直し
取組項目	(2)-2 同種の施設の統合等の実施による施設数の削減
理由	→公共施設等総合管理計画策定に至ったこと、また、個別案件として斎場の集約も図られていることから「一部達成」とした。
重点項目	(2) 公の施設の見直し
中項目	② 公の施設等の効率的管理運用
取組項目	(2)-5 用途変更等による既存施設の有効活用
理由	→設置目的を達成した施設の用途変更の事例（教職員住宅の民間譲渡等）もあり、また、公共施設等総合管理計画において譲渡や廃止（用途変更含む）の対象となる施設類型が明確となったことから「一部達成」とした。
重点項目	(2) 公の施設の見直し
中項目	② 公の施設等の効率的管理運用
取組項目	(2)-9 施設のPRの強化や利用団体等との連携による利用率の向上
理由	→文化施設及び体育施設利用者の合計が平成26年度：657,694人、平成27年度：675,943人、平成28年度：698,531人と右肩上がりであることから、各種取り組みの成果が現れていると考えられ「一部達成」とした。
重点項目	(3) 財政運営の健全化
中項目	③ 歳入確保対策
取組項目	(3)-15 債権管理の強化
理由	→徴収嘱託員のスキル向上、県税事務所と連携した収納活動等により、収納率にも向上が見られており、債権管理は強化されていると考えられることから「一部達成」とした。

○「一部達成」から「達成」へ移行した取り組み（1項目）とその理由

重点項目	(3) 財政運営の健全化
中項目	① 歳出の削減
取組項目	(3)-4 市債元利償還金の繰上げ償還による残高の削減
理由	→平成28年度末の市債残高は33,620百万円となっており、当初の目標値である平成30年度末の34,285百万円を下回ったことから「達成」とした。ただし、取組としては継続であるため「完了」とはせず「取組中」で推移するものとする。

○進捗管理に当たっての留意事項等

- ・既に取組中の項目にあっても、見直し可能な事項を先送りすることなく、前倒し可能な事項は早期に実施するなど、引き続き積極的な取り組みを進める必要がある。